

議案第12号

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年2月17日

提出者 あきる野市長 中嶋博幸

提案理由

生活保護法による保護に準じた保護を受けている外国人がマイナポータルから健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する情報等を閲覧できるようにするため、規定を整備する必要がある。

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年あきる野市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加える。

別表第2の1の項事務の欄中「支給」の次に「、被保護者健康管理支援事業の実施」を加え、同項特定個人情報の欄第12号を同欄第13号とし、同欄第11号の次に次の1号を加える。

(12) 健康増進法（平成14年法律第103号）による健康増進事業の実施に関する
情報

附 則

この条例は、公布の日から施行する。